

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和 39 年岩手県告示第 262 号の 7）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 11 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]			[略]			[略]	
杜陵信用組合	盛岡市	本店及び出張 所	杜陵信用組合	盛岡市	本店		
[略]			[略]				
[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							